

ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(構成)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関（以下「1号構成員」という。） 二 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「2号構成員」という。） 三 法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び国土交通省 四 その他協議会が必要と認める者 <p>附 則</p> <p>第1条 この改正は、令和6年6月14日から施行する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関（以下「1号構成員」という。） 二 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「2号構成員」という。） 三 法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省 四 その他協議会が必要と認める者 <p><u>(新設)</u></p>

ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱

(名称)

第 1 条 本協議会は、ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）という。

(設置及び目的)

第 2 条 協議会は、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）5（2）イの規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）4（4）オの規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずること及びビルクリーニング分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的として設置する。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や大都市圏等の特定技能所属機関による特定技能外国人引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 特定技能所属機関に対する構成員であることの証明

九 ビルクリーニング分野に特有の事情に応じて講ずべき措置

十 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等

十一 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第 4 条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関(以下「1号構成員」という。)
- 二 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「2号構成員」という。)
- 三 法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、**経済産業省**、農林水産省及び国土交通省
- 四 その他協議会が必要と認める者

(除名)

第 5 条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準(平成31年3月15日厚生労働省告示第67号)第2条に定める基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 虚偽または不正な手段により協議会に加入したとき。
- 三 前号のほか、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るために構成員を除名すべき正当な理由があるとき。

(主宰)

第 6 条 協議会は、厚生労働省健康・生活衛生局長が主宰する。

- 2 厚生労働省健康・生活衛生局長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 厚生労働省健康・生活衛生局長に事故その他やむを得ない事情があるときは、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 7 条 厚生労働省健康・生活衛生局長が必要と認めるときは、構成員(1号構成員を除く。)を招集し、会議を開催することができる。なお、会議は持ち回りで行うことが

できる。

- 2 2号構成員は、1号構成員を代表して、会議に出席する。
- 3 構成員（1号構成員を除く。）は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。
- 4 厚生労働省健康・生活衛生局長が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（運営委員会）

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、原則として3月に1回開催する。
- 4 厚生労働省健康・生活衛生局長が必要と認めるとき、持ち回り審議により運営委員会の開催に代えることができる。
- 5 運営委員会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果に基づき、必要な協力を行わなければならない。

（事務局）

第8条 協議会及び運営委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

（資料及び議事の公開）

第9条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事概要を厚生労働省ホームページで会議開催後日公表する。

（雑則）

第10条 運営委員会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うとともに、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

第 1 条 本要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

ビルクリーニング分野特定技能協議会運営委員会委員

法務省出入国在留管理庁 政策課長

警察庁刑事局組織犯罪対策部 国際捜査管理官

外務省領事局 外国人課長

厚生労働省職業安定局 外国人雇用対策課長

厚生労働省健康・生活衛生局長

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業推進部長